

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合退職手当審査会規則

平成27年3月30日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例(平成27年条例第38号)第29条の規定に基づき、退職手当審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、委員が協議して会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。